

食の安心コミュニティ活動実施要領

第1 目的

本事業は、県民自らが食品関係事業者等との意見交換（リスクコミュニケーション）を地域コミュニティ活動の一環として行うことにより、県民と食品関係事業者との相互理解を促進するとともに、地域における食の安心・安全に関する意識を醸成することを目的とする。

第2 定義

1 コミュニティ活動リーダー（以下、「リーダー」という）

本要領における「リーダー」とは、本事業の目的を理解し、地域における食の安心・安全に係る意見交換に関する活動に積極的に取り組む意思のある者の中から県が登録した者をいう。

2 意見交換（リスクコミュニケーション）

本要領における「意見交換（リスクコミュニケーション）」とは、県民（消費者）や食品関係事業者が中心となり、食の安心・安全に関する相互理解の促進等に向けて、意見交換を行うものであり、主として以下のものをいう。

（1） 現場見学による意見交換

生産現場、製造（加工）施設、調理施設または販売施設を見学し、食品関係事業者の食の安全確保に向けた取組や消費者として注意すべき事項等について意見交換する。

（2） 講習会・研修会形式による意見交換

生産者、製造（加工）者、飲食店営業者、販売者及び関係機関の担当者等を講師とした講習会等を開催し、食品関係事業者の食の安全確保に向けた取組や消費者として注意すべき事項等について意見交換する。

（3） 茶話会・座談会等による県民（消費者）同士の意見交換

消費者同士が、茶話会や座談会などを通じて、食の安心・安全に関する各自の意識や考え方等について意見交換する。

3 食の安心協力事業者

本要領における「食の安心協力事業者」とは、生産現場、製造（加工）施設、調理施設または販売施設を公開したり、講習会・研修会に人材を派遣するなど、県民との意見交換により食の安全性等に関する相互理解の構築に積極的に取り組む意思のある食品関係事業者で、県の登録を受けたもののをいう。

第3 県（生活衛生課・各健康福祉センター）の役割

- 1 県は、（社）山口県食品衛生協会（以下、「県食協」という）と連携し、食品関係事業者に対して本事業の周知を図るとともに食の安心協力事業者の登録の推進に努める。
- 2 県は、リーダーが実施する意見交換が円滑に行われるよう必要な支援及び助言を行う。
- 3 県は、意見交換の結果を取りまとめ、県食協及びリーダー等に情報提供するとともに、食の安心総合情報ホームページに掲載するなどその周知に努める。

第4 リーダーの役割

- 1 リーダーは、県が開催する研修会等に積極的に参加し、意見交換に必要な知識や技術の習得に努める。
- 2 リーダーは、積極的な意見交換の実施に努める。
- 3 リーダーは、意見交換を実施するに当たり、事前に日程及び内容を十分に調整した上で、地域、サークル、消費者団体の構成員など、広く参加を求めるよう努める。

第5 食の安心協力事業者の役割

食の安心協力事業者は、自らが取り組んでいる食の安全確保に向けた取組等を積極的に公開し、消費者との相互理解に努める。

第6 県食協の役割

県食協は、食の安心協力事業者の登録推進に積極的に取り組むとともに、生

活衛生課から提供された情報をホームページに掲載するなど事業の周知に努める。

第7 リーダー及び食の安心協力事業者の情報の登録管理

1 リーダーの情報の登録管理

- (1) リーダーとして登録を希望する者は、「食の安心コミュニティ活動リーダー」登録申込書（別紙様式1）及び同意書（別紙様式2）を生活衛生課に提出する。
- (2) 生活衛生課は、前号の提出に係る者のうち、県民活動団体に所属し一定の活動が期待できるなど、リーダーとして適當と認められる者に対して登録の通知を行う。
- (3) 生活衛生課は、研修を受講したリーダーの氏名、住所、連絡先等の情報を登録し管理する。
- (4) 生活衛生課は、登録したリーダーの同意の得られる範囲で氏名、住所、連絡先等の情報を各健康福祉センターに提供する。
- (5) 生活衛生課は、辞任の申出があった場合、病気等で活動の遂行が困難となった場合、犯罪行為等、リーダーとしてふさわしくない行為を行ったことが明らかになった場合には、リーダーの登録を取り消す。

2 食の安心協力事業者の情報の登録管理

- (1) 食の安心協力事業者として登録を希望する食品関係事業者は、「食の安心協力事業者登録申出書」（別紙様式3）を生活衛生課に提出する。
- (2) 生活衛生課は、食の安心協力事業者として適當と認められる事業者に対して登録証（別紙様式4）を交付する。
- (3) 食の安心協力事業者は、登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を登録内容変更届（別紙様式5）により生活衛生課に届け出なければならない。また、食の安心協力事業者としての登録を辞退する場合は、速やかに登録辞退届（別紙様式6）により生活衛生課に届け出なければならない。
- (4) 生活衛生課は、前号の変更に係る届出の内容を速やかに登録し、変更内容に応じて新たに登録証を交付する。

(5) 生活衛生課は、第2号及び前号による登録の内容について、各健康福祉センター、県食協及びリーダー等に適宜情報提供するとともに、食の安心協力事業者の情報を県ホームページに掲載する。

第8 意見交換の実施方法

1 食の安心協力事業者との意見交換の場合

(1) リーダーは、意見交換の内容及び日程等を調整するため、実施希望日の概ね2週間前までに「食の安心コミュニティ活動申込書」(別紙様式7)を食の安心協力事業者に提出する。

(2) リーダーは、前号により意見交換の実施が決定した際には、速やかに「食の安心コミュニティ活動計画書(報告用)」(別紙様式8)を生活衛生課あてに提出する。

2 前項以外の意見交換の場合

(1) リーダーは、参加者における食の安心・安全に関する相互理解の促進等のため、参加者及び関係者等と調整した上で、適切なテーマを設定するよう努める。

(2) リーダーは、各参加者及び関係者等がそれぞれの意見、意識及び考え方を互いに尊重し、意見交換が有意義なものとなるよう努める。

3 その他

リーダーは、意見交換を円滑に実施するために県に対して協力を依頼することができる。また、県は、リーダーの依頼に積極的に協力する。

第9 実施結果の報告

リーダーは、第1項及び前項の意見交換の実施結果を、県が別に定める期日までに「食の安心コミュニティ活動実施報告書」(別紙様式9)により生活衛生課あてに報告する。

第10 費用の負担

県民主導の意見交換であることから、意見交換開催に係る費用については、意見交換の参加者が負担することとする。

第11 その他

この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年5月29日から施行する。

この要領は、平成20年6月24日から施行する。

この要領は、平成22年6月24日から施行する。

この要領は、令和2年11月6日から施行する。

この要領は、令和6年8月11日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。